

【会議の概要】

会 議 名：平成 28 年度第 1 回加古川市障害者施策推進協議会

日 時：平成 28 年 6 月 3 日（金）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで

場 所：加古川市立青少年女性センター 4 階 大会議室

議 題：加古川市障害者福祉長期計画について

出 席 者：委員 8 名、市（事務局）11 名

※委員 1 名は所用のため欠席

公開・非公開の別：公開（傍聴人 0 名）

【協議の概要】

平成 29 年度を初年度とする次期加古川市障害者福祉長期計画について協議を行った。

（1）計画の概要

事務局より計画の概要説明があり、併せて、次期計画の①計画期間を 6 年間とすることと、

②名称を『障がい者基本計画』とすることの提案があった。

これについて、意見交換を行った。

（2）計画策定スケジュール

事務局より計画策定にかかるスケジュールの説明があった。

これについて、意見交換を行った。

（3）アンケート調査

事務局より計画策定にかかるアンケート調査について説明があった。

これについて、意見交換を行った。

【協議の詳細】

（1）計画の概要

事務局より障害者福祉長期計画の概要説明があり、併せて、次期計画の①計画期間を 6 年間とすることと、②名称を『障がい者基本計画』とすることの提案があった。

これについて、意見交換を行った。

意見交換の要旨

①長期計画の次期計画期間について

➤ 計画期間を 6 年間とすることについて

[事務局]

- ・県の計画に規定される県と市のそれぞれの役割を確認して市の計画を策定することが望ましく、県の計画期間の 6 年間に合わせることで、県の計画で広域の動向を確認しながらそれと同じ周期で市の計画を策定することが可能となる。

- ・昨今の社会情勢の変化や制度変更の速さからすれば、現在と同じ 10 年間という計画期間はふさわしくない。

- ・まず理念の計画を策定し、翌年にその理念に基づき実施計画を策定することで、それぞれの計画の中身を十分に精査することができ、より意義のある計画を策定することが可能となる。

[委員]

- ・県が「ひょうご障害者福祉プラン」の計画期間を 6 年間とした理由は、長期計画と障害福祉計画の計画期間を対応させて、理念の計画と実施計画の整合性を図るためである。

- ・障害者基本法における計画の策定は国、県、市の順であるが、介護保険法や障害者総合支援法においては国、市、県の順となっている。後者は、まず国が方向性を示し、次に最も責任を負う市が施策等を決定し、それを県が広域で調整して支援していくという考え方である。今の社会情勢からすれば、県ではなく国の動向を確認して、市があるべき姿を自主的に考え、県がそれを受けていくという流れが自然だと思う。

➤ 障害福祉計画との関係（周期）について

[事務局]

- ・実施計画に位置づけられる障害福祉計画は、始期・終期が全国共通の3か年計画であるが、加古川市の場合、県が平成27年度を初年度とする「ひょうご障害者福祉プラン」を策定したときのように長期計画と障害福祉計画の終期が一致しているという状況にはなく、2つの計画の始期・終期の関係に対応させようとする、この度の長期計画は4か年計画とならざるを得ない。しかし、その期間は長期計画として適切な計画期間ではないと考えている。
- ・2つの計画の始期・終期の関係に対応させて2つの計画を同年度に策定する方法は、2つの計画の整合性がとれる反面、事務的な負担の大きさや時間的制約から、内容の精査が十分に行えない可能性がある。

[委員]

- ・最終的に長期計画と障害福祉計画の始期・終期の関係に対応させることが望ましいと考えているのであれば、今回の長期計画は7か年計画として2つの計画の終期を合わせることで、問題は一つ解消される。
- ・2つの計画の始期・終期の関係に対応させるのか1年ずらすのかは、計画が最も推進されやすい体制となるようお願いしたい。

➤ その他

[事務局]

- ・国の障害者基本計画の計画期間である5年間を周期とすることも検討したが、この度の本市の計画策定期間からすれば、国の平成30年度を初年度とする次期計画の内容はこの度の長期計画には反映できないため、その次の計画で非常に遅れて追うことになってしまう。
- ・総合的に考えて、地域を包括する県の計画と調和した計画を、県と同じ6年間を計画期間とする周期で策定していくことが現段階において最も適当という結論に至っている。

◆ ①の提案（次期長期計画の計画期間を6年間とすること）に対する結論

2つの計画の始期・終期に対応関係を1年ずらすことによる利点を整理し、これを文章化することをもち、次期計画の計画期間を平成29年度を初年度とする6年間にする。

②長期計画の名称を『障がい者基本計画』とすることについて

➤ 『福祉長期』から『基本』への名称変更について

[事務局]

- ・『障害者基本法』に基づく国の計画は『障害者基本計画』という名称であるため、同法に基づく市の計画も『基本』とすることがよいと考えている。
- ・『福祉』という言葉は、本来、いわゆる福祉分野以外の教育、文化などの全てが包括された言葉であると思うが、一般に『福祉』と聞くと、いわゆる福祉分野と捉えられる。この計画は、教育や文化、職業、スポーツ、住宅など様々なことを包括した計画であることから、『基本』という言葉が望ましいと考えた。

・『長期』という言葉は期間を表すものであり性質を表すものではないので、性質を表す言葉としても『基本』という言葉にするべきではないかと思っている。

[委員]

・国に合わせる意味合いでの名称変更ということでは自主性がない。
・障がい者に関することは『福祉』という狭い領域には収まらない。『福祉』という言葉で限定的に捉えられることのない計画を策定していくということを明確に打ち出すのであれば、『福祉』から『基本』に名称変更することは納得である。

➤ 『障害者』から『障がい者』への表記変更について

[事務局]

・本市では数年前より、法律の引用や固有名詞を除き、人を指す場合の『がい（害）』は基本的に平仮名で表記することとしている。この件については、その取り扱いとさせていただきたい。計画書文中の取り扱いも同様である。

[委員]

・『害』という漢字には悪いイメージがあるので、『障がい者』の『がい（害）』の表記は近年の取り扱いのとおり平仮名でいいと思う。
・『がい（害）』が平仮名表記であれば『しょう（障）』の表記は漢字・平仮名のどちらかという話になってくるが、『しょうがい』と全て平仮名で表記される文章は、失礼だが読みにくい。法律上は全て漢字表記であるので、自分たちもそのまま漢字で使っていることが多い。当事者や関係者からは、表記ではなくその文章の内容が大事とよく聞く。

- ◆ ②の提案（次期長期計画の名称を『加古川市障がい者基本計画』とすること）に対する結論
加古川市の方針として、人を指す場合の『がい（害）』は平仮名表記にすると決めているのであれば、それに従って平仮名表記にすることに異論はない。
『福祉』から『基本』に名称変更することの意味を整理し、これを文章化することをもって、次期計画の名称を『加古川市障がい者基本計画』とする。

③その他

[事務局]

・計画の策定においては当事者や関係者の意見が重要だと考えているので、本協議会を初め、アンケート調査、各関係団体へのヒアリング、障害者自立支援協議会、パブリックコメントでも意見を聴取したい。
・障がい者に関わる施策を進めている庁内の部署を集めての検討会も予定している。

(2) 計画策定スケジュール

事務局より計画策定にかかる会議等のスケジュールの説明があった。

これについて、意見交換を行った。

意見交換の要旨

➤ 当事者の意見を聴取するための自立支援協議会等の活用について

[委員]

・計画は行政が策定するが、当事者の意見が反映されないものではその意義が薄れる。当事者の思いを聴取するためにも自立支援協議会を是非活用されればと思うが、7月に開催した次は素案が作成されたあとに開催するスケジュールのようであるので、委員への説明や部会の活用を十分に

行っていただければと思う。素案が作成されるまでに自立支援協議会のメンバーなど当事者意見を聞くことができる場を設けることを検討されるのもいいと思う。

- ・関係団体の意見を聞きたいということであれば、社会福祉協議会で隔月開催している障がい者団体連絡会を活用することで7団体の意見を聞くことができる。

[事務局]

- ・自立支援協議会には2つの専門部会があり、それぞれを交互に毎月開催しているので、部会なども活用しながら意見を聴取していきたい。

➤ **計画策定支援業者について**

[委員]

- ・業者には何を委託しているのか。

[事務局]

- ・アンケート調査票のたたき台作り、封筒や調査票の印刷、他市町などに関する情報提供などを委託している。調査票の項目や計画書の文章は事務局で議論を重ねて洗練していくので、業者はその後方支援である。

(3) アンケート調査

事務局より計画策定にかかるアンケート調査について説明があった。

これについて、意見交換を行った。

意見交換の要旨

➤ **個人向けアンケート調査の対象者について**

[事務局]

- ・前回のように対象者を65歳未満とすることはせず、調査項目に介護保険利用の有無に関するものを設け、介護サービスとの関係を確認できるようにしようと考えている。

[委員]

- ・年齢にこだわらず抽出するのであれば、層化抽出を行うことが望ましい。通常は無作為抽出をすると、手帳所持者の年齢を考えれば高齢者の割合が大きくなると思うが、その中には高齢になってから税控除などを目的として手帳を取得した者も多くおり、若い頃から障害があって生活のしづらさを抱えているという者の支援ニーズを確認することには適していない。
- ・前回の調査と比較するのであれば、障害種別などの別に前回の回収率を確認して抽出割合を決めなければ、集計したとしても結果の精度が異なってくる。

➤ **個人向けアンケート調査の調査票様式について**

[事務局]

- ・現在の計画を策定したときは3障害で内容を少し分けて実施したが、今回は同一様式での実施を考えている。ただし、集計の際はクロス集計を用いるなどすることでそれぞれの分析ができる設計とする。

[委員]

- ・障害種別や在宅と入所の別などによりニーズは全く異なる。一部の項目が共通というのはいいが、回答者が「この調査票は私に来たのだ。」と感じられるように、障害種別などに応じた様式や設問とするべきである。
- ・15ページの調査票では、後ろのページまで回答者の気力が続かないのではないか。7、8ページに絞るべきではないか。

➤ 個人向けアンケート調査の調査項目について

[事務局]

- ・10年前の調査結果との比較も行いたいため、調査項目は、前回の項目をベースに、社会情勢の変化に合わせて新たな項目を追加したもので考えており、ボランティア、スポーツ、権利擁護、災害に関する項目を追加したものを案として示している。
- ・調査票（案）では情報・意思疎通に関する設問数を減らしている。これは、今年度策定する手話言語及び障がい者コミュニケーション条例の検討会の中で、情報・意思疎通に関する多くの意見を当事者から聴取できると考えているためである。

[委員]

- ・このアンケート調査が次の6年間のベースになるということ考えれば、調査項目の細部に亘るまで綿密に検討し、聞き方も含めて当事者のニーズが正確に把握できるような設計とすべきである。
- ・障がい者（児）本人の健康増進に対する考え方を調査するという理由で「スポーツ」の項目があるが、生きがいつくりという意味で、大きく「余暇」という項目としていただければと思う。
- ・介助者の気持ちを調査する項目について、介助してもらっている人が思う介助者の気持ちを聞くという間接的な項目になるので、この項目が必要かは再度検討してもいいかと思う。
- ・他市では、目標に対する行政側の強い意気込みが感じられる調査票で調査を実施した事例もあるので、他市町の調査票も参考に、加古川市の志が伝わってくるような調査票であってもいいと思う。
- ・介助があることが前提として作られている調査票のように思われる部分もあるが、加古川市が打ち出しているノーマライゼーションの理念が実現できるような意味合いを込めた調査票であってもいいと思う。

➤ 事業者向けアンケート調査について

[事務局]

- ・当初は事業所単位で意向を確認しようと思っていたが、調査項目の議論を進めていく中で、参入したいサービスの意向や課題を確認したいという考えに至り、現在は法人単位で調査を実施したいと考えている。

➤ その他

[委員]

- ・この調査票では当事者のニーズを正確に把握することはできないのではないかとの疑念があるので、修正後、実施する前にもう一度意見する機会をいただきたい。

[事務局]

- ・いただいた意見を踏まえて調査票の修正を行いたいが、時間的制約から再度集まる機会を設けることは難しい。個別に修正結果を通知して意見をいただくという形で調整を進め、最終的に会長と話をして決定させていただきたい。【異議なし】

以 上